

令和4年4月14日  
中部地方整備局

## 不正又は不誠実な行為に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名：株式会社サクセスプランナー  
業者の住所：愛知県刈谷市日高町4-201-1
- 指名停止措置期間：令和4年4月14日から令和4年6月13日まで（2ヵ月）
- 指名停止措置の範囲：中部地方整備局管内
- 事実概要：  
（株）サクセスプランナーは、令和4年3月7日開札の四日市港湾事務所発注「令和4年度 車両管理業務（四日市港）」において、調査基準価格を下回る金額で入札した。同社に対して低入札価格調査依頼を行ったところ、入札を辞退する旨の申し出があった。
- 指名停止措置理由：  
（株）サクセスプランナーが低入札価格調査の段階で入札の辞退を申し出たことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）（以下「指名停止等措置要領」という。）別表第2第15号（下記参照）に該当する。  
よって、本件については指名停止2ヵ月とする。

## ＜指名停止等措置要領 別表第2＞

措置要件	期間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ、名古屋港記者クラブ

問い合わせ先

中部地方整備局総務部

経理調達課長 吉村 健

電話 052-209-6316（ダイヤルイン）